40642

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　樹一会

①□財団　■社団（□出資持分なし■出資持分あり）

②□社会医療法人　□特定医療法人

□出資額限度法人　■ その他

③□基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）

について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　山口県山口市駅通り二丁目10番７号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　平成６年９月１日

(4) 設立登記年月日　平成６年８月１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	山口一紘	
理　　事	山口久子	
同	山口尚敬	山口病院管理者
同	山口舞	
同	山口真帆	
同	山口奈実	
監　　事	藤中秀幸	税理士法人　藤中会計

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	山口病院	0311644 35/031/1644	山口県山口市駅通り二丁目10番7号	療養病床79床【医療保険79床】

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
サービス付き高齢者向け住宅安心の家映華	山口県山口市駅通り二丁目8番5号	
在宅型有料老人ホームつるさんかめさん	山口県山口市駅通り二丁目8番5号	
山口病院通所介護こもれ日	山口市駅通り二丁目8番5号	
山口病院居宅介護支援事業所	山口市駅通り二丁目8番5号	
福祉用具貸与事業所	山口市駅通り二丁目8番5号	
福祉用具販売事業	山口市駅通り二丁目8番5号	
事業所内保育　小さなおうち園	山口市駅通り二丁目8番5号	
山口病院通所リハビリテーション	山口市駅通り二丁目10番7号	
地域密着型通所介護ポインセチア	山口市駅通り二丁目3-24	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年５月29日　　令和６年度決算の決定
令和７年５月29日　　定款の変更
令和７年５月29日　　役員任期満了に伴う
改選に関する件
令和７年５月29日　　理事長任期満了に
伴う理事長の選任
令和７年５月29日　　令和７年度の事業計画
令和７年５月29日　　収支予算の決定
令和７年５月29日　　令和７年度の借入金額
の最高限度額の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式２

法人名　医療法人　樹一会

所在地　山口県山口市駅通二丁目10番7号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　7年　3月　31日現在）

１．資　産　額	2,328,202	千円
２．負　債　額	1,859,823	千円
３．純　資　産　額	468,379	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		433,256
Ｂ　固　定　資　産		1,894,946
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	2,328,202
Ｄ　負　債　合　計		1,859,823
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	468,379

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（■法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－１

法人名　医療法人　樹一会

所在地　山口県山口市駅通り二丁目１０番７号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　7年　3月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	433,256	Ⅰ 流動負債	705,715
現金及び預金	182,320	支払手形	0
事業未収金	166,237	買掛金	19,459
有価証券	0	短期借入金	500,000
たな卸資産	8,374	未払金	133,001
前渡金	125	未払費用	0
前払費用	825	未払法人税等	0
その他の流動資産	75,375	未払消費税等	0
Ⅱ 固定資産	1,894,946	前受金	0
１ 有形固定資産	1,678,785	預り金	4,424
建物	1,132,187	前受収益	0
構築物	48,639	○○引当金	48,831
医療用器械備品	59,780	その他の流動負債	0
その他の器械備品	20,154	Ⅱ 固定負債	1,154,108
車両及び船舶	1,719	医療機関債	0
土地	339,897	長期借入金	1,056,426
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	76,409	○○引当金	0
２ 無形固定資産	348	その他の固定負債	97,682
借地権	0	負債合計	1,859,823
ソフトウェア	167	純資産の部	
その他の無形固定資産	181	科目	金額
３ その他の資産	215,813	Ⅰ 出資金	17,300
有価証券	6,800	Ⅱ 積立金	451,079
長期貸付金	0	代替基金	0
保有医療機関債	0	積立金	451,079
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	0
役職員等長期貸付金	0	Ⅲ 評価・換算差額等	0
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	209,013		
		純資産合計	468,379
資産合計	2,328,202	負債・純資産合計	2,328,202

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式３－２

法人名　医療法人　樹一会

所在地　山口県山口市駅通り二丁目１０番７号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　7年　3月　31現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	433,256	Ⅰ 流動負債	705,715
Ⅱ 固定資産	1,894,946	Ⅱ 固定負債	1,154,108
1 有形固定資産	1,678,785	（うち医療機関債）	0
2 無形固定資産	348	負債合計	1,859,823
3 その他の資産	215,813	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	(0)	科目	金額
		Ⅰ 出資金	17,300
		Ⅱ 積立金	451,079
		（うち代替基金）	0
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	468,379
資産合計	2,328,202	負債・純資産合計	2,328,202

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人　樹一会

所在地　山口県山口市駅通二丁目10番7号

※医療法人整理番号

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　至　令和　7年　3月　31日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,178,794
2 事業費用		1,212,647
(1)事業費		
(2)本部費		
本来業務事業損失		33,853
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		67,910
2 事業費用		
附帯業務事業利益		67,910
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		34,057
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	255	
その他の事業外収益	15,223	15,478
Ⅲ 事業外費用		
支払利息	8,372	
その他の事業外費用	286	8,658
経常利益		40,877
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	37	
その他の特別利益	4,540	4,577
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損	495	
その他の特別損失	25,014	25,509
税引前当期純利益		19,945
法人税・住民税及び事業税		7,712
法人税等調整額		
当期純利益		12,233

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式４－２

法人名　医療法人　樹一会

所在地　山口県山口市駅通二丁目10番7号

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　至　令和　7年　3月　31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,178,794
2 事業費用	1,212,647
本来業務事業利益	△ 33,853
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	67,910
2 事業費用	
附帯業務事業利益	67,910
事業利益	34,057
Ⅱ 事業外収益	15,478
Ⅲ 事業外費用	8,658
経常利益	40,877
Ⅳ 特別利益	4,577
Ⅴ 特別損失	25,509
税引前当期純利益	19,945
法人税等	7,712
当期純利益	12,233

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名　医療法人　樹一会

所在地　山口県山口市駅通り二丁目10番7号

※医療法人整理番号					

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表である法人	(有)山口メディカルサービス	山口県山口市駅通二丁目10番7号	42,501	売店	消耗品の購入	耗品の購入（注）	132	未払い金	132

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1. 当法人理事長山口一紘の長女が代表取締役である法人

（注）2. 消耗品の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定していし、支払条件は委託料は翌月、消耗品は3か月後の現金払いとしている

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	山口一紘	会社役員	当法人理事　不動産の賃借	賃借料の支払い（注）1	4,320	前払費用	102

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1.不動産の賃借料は近隣相場を参考に決定している

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人樹一会
理事長　山口　一紘　　殿

私（注１）は、医療法人樹一会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月31日
医療法人樹一会
監事　藤中秀幸

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。